

広 情 審 第 2 8 号

平成25年12月27日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市情報公開審査会

会長 大久保 隆 志

公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定
について（答申）

平成24年10月29日付け広高高第10032号で諮問のあったこのことについて
は、別添のとおり答申します。

（諮問第60号関係）

答 申 書

平成24年10月29日付け広高高第10032号で諮問のあった事案（諮問第60号で受理）について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

広島市あんしん電話設置事業委託事業者の募集に係る下記書類（以下「本件対象公文書」という。）の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が本件対象公文書①乃至③について行った部分開示決定は取消し、別表のとおり不開示部分の一部を開示すべきであり、また、本件対象公文書④について行った不開示決定は妥当です。

【本件対象公文書】

広島市あんしん電話設置事業委託事業者の募集に係る

- ① 応募申請書（受託者）
- ② 応募申請書に添付された「受信センターの職員配置及び職員資格者証の写し」（受託者）
- ③ 広島市あんしん電話設置事業委託事業者選定基準及び採点表（受託者及び請求者）
- ④ プレゼンテーションに使用した資料（受託者）

第2 異議申立ての趣旨

平成24年10月19日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年8月29日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同年9月12日付け広高高第10018号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）及び同日付け広高高第10019号で行った公文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を取り消し、本件対象公文書を開示するよう求めているものです。

第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 本件対象公文書①の事業計画等（以下「事業計画等」という。）について、本件部分開示決定の不開示理由が抽象的であり、なぜ法人の実施計画等の内部管理情報であるのか説明していない。

また、広島市あんしん電話設置事業委託事業者公募要領（以下「要領」という。）には、応募申請書類は開示請求があったときは不開示情報を除いて開示する旨記載されている。受託者は実際に事業を実施することから、事業計画等を開示することは当然である。

- 2 本件対象公文書②の職員の免許書、修了証明書等（以下「職員資格者証」という。）のうち、資格名称及び登録番号（以下「資格名称等」という。）は、特定の個人を識別することはできないため、個人に関する情報ではない。

また、受託者は要領に記載の専門知識を有する人員を満たしているか説明責任があるので、資格名称等を開示すべきである。

- 3 本件対象公文書③の審査委員ごとの評価点及び評価理由（以下「審査委員ごとの採点」という。）は、業者選定手続きについて、より一層の公平性、透明性等を確保する必要があるので、開示すべきである。

なお、広島市情報公開審査会（以下「当審査会」という。）は、諮問第29号事案の答申において、法人の提案内容に対する評点等及び評価理由について開示すべきと判断している。

- 4 本件対象公文書④（以下「プレゼン資料」という。）は、本件部分開示決定の不開示理由が抽象的であり、なぜ法人の実施計画等の内部管理情報であるのか説明していない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 職員資格者証は、特定の個人を識別することができる部分があるため、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号に該当として、不開示とした。
- 2 事業計画等及び本件対象公文書②の受信センターの職員配置（以下「職員配置」という。）は、受託者のノウハウ情報であるため、条例第7条第2号に該当するとして、不開示とした。
- 3 審査委員ごとの採点は、公表すれば誰がどのような採点を行ったかが明白になり、今後の審査事務に適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第3号に該当するとして、不開示とした。
- 4 プレゼン資料は、受託者のノウハウ情報であることに加えて、どのような資料を用いたかは、部外者が知れない情報であるため、条例第7条第2号に該当するとして、不

開示とした。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

1 本件対象公文書①の不開示部分については、次のとおりです。

- (1) 応募申請書に記載されている事項や添付書類の情報のうち、受託者が自ら公表している情報や企業として通常外部に発信しているような情報等は、公にしても何ら問題が生じるものではありません。したがって、受託者のホームページやパンフレット等で既に公開されている「経歴・沿革」や「個人情報保護方針」等の情報及び外部に示すことが問題ない「一般建設業の許可について（通知）」等別表に掲げる情報については、公にすることにより受託者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害するなどの不開示情報とは認められないため、開示することが妥当と考えられます。

なお、実施機関がこれらすべてを把握したうえで、開示・不開示の判断をすることは困難な場合もありますので、このような応募申請にあたっては、情報公開を念頭に事前に応募企業に情報整理を求めておくことも考えられます。

- (2) ア 事業計画等のうち、当該事業受託後の体制、システム、対応及び工程表等を示したもののについては、受託者が広島市あんしん電話設置事業に応募するにあたって作成したものであり、受託者のノウハウ情報と認めることができます。

イ 応募申請書に記載のEメールアドレスは、受託者が個人ごとに業務上付与しているものであり、公にしている受託者の代表Eメールアドレスと異なり、通常当該個人が関係する業務上の取引等に必要な場合のみ使用するため、限定された者にしか知らせないことから、これを公にした場合、業務上の取引等に支障が生ずるおそれがある情報と認めることができます。

ウ その他、具体的な取引状況を示す受託実績の業務概要等は受託者の営業活動の内容として、納税証明書は受託者の内部経理に関する情報として、それぞれ認めることができます。

したがって、実施機関が、これらの情報は公にすることにより受託者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるものとして、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると判断したことは妥当です。

2 本件対象公文書②の不開示部分については、次のとおりです。

- (1) 職員配置は、受託後の受信センターの配置状況を示すものであり、受託者のノウハウ情報と認めることができるため、実施機関が条例第7条第2号の不開示情報に該当すると判断したことは妥当です。

- (2) 職員資格者証に記載されている登録番号については、資格取得者ごとに付与された特定の番号であることから、条例第7条第1号に規定される「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」の「その他記述等」に該当し、個人を識別することができる情報であることは明らかであり、何人でも閲覧することができる情報とは認められないため、条例第7条第1号の不開示情報に該当すると考えられます。

また、職員資格者証に記載されている資格名称については、特定の個人に付与された個人の資格情報ですが、その資格ごとの名称が明らかになることにより、受託者の職員配置の職種別人数が明らかになることから、受託者の人事に関する情報と認めることができるため、条例第7条第2号の不開示情報にも該当すると考えられます。

なお、職員資格者証は、本来それぞれの1枚単位が特定個人の有する資格等を証する情報として考えるのが妥当であり、そこに記載されている情報を分割して開示・不開示を判断する性質のものとは考えにくいものです。

これらのことを踏まえれば、実施機関が職員資格者証のそれぞれ1枚全体を個人識別情報であるとして、条例第7条第1号の不開示情報に該当すると判断したことは妥当です。

3 本件対象公文書③の不開示部分については、次のとおりです。

- (1) 審査委員ごとの採点は、審査委員ごとの採点内容が記載されているものであり、審査委員名を不開示としても、今後審査委員ごとの採点内容が明らかになることが前提となれば、各審査委員に心理的な影響を与え、格差をつけることをためらわせ、凡庸な評価に集中することが危惧される情報であると認められるため、実施機関が今後の審査事務、ひいては事業者選定事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、条例第7条第3号の不開示情報に該当すると判断したことは妥当です。
- (2) なお、当審査会の諮問第29号事案の答申を申立人が引用していますが、この事案は、応募法人の提案内容が実施機関の定める一定の基準にどれだけ近いかを競う選考方法のものであり、本件事案のような応募法人の提案の独自性を競うプロポーザル方式ではなく、個々の審査委員による個別の採点方法をとっていません。

このため、諮問第29号事案の答申のうち応募法人の提案内容に対する評点等及び評価理由の部分については、当該法人のノウハウ情報として条例第7条第2号の不開示情報に該当するかどうかを観点として検討し、そのうち当該法人のノウハウ情報とは認められない情報については開示すべきと判断したものであり、開示・不開示の判断内容及び理由が本件事案と異なるものです。

4 本件対象公文書④の不開示部分については、次のとおりです。

プレゼン資料は、その中に一部公表されている資料も含まれていますが、受託者がどのようなプレゼンテーションを行い、どのような資料を使ったかを示すものであり、受託者のノウハウ情報として認めることができるため、実施機関が条例第7条第2号の不開示情報に該当すると判断したことは妥当です。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりです。

【別表】

「広島市あんしん電話設置事業委託事業者の募集に係る下記書類」

対象公文書	項 目	開示すべき不開示部分
① 応募申請書 (受託者)	目次	「指定警備会社の名称」以外の不開示部分
	1 企業の概要と事業実績 (1)概要 (2～3 ページ)	「経歴・沿革」、「主な業務内容」及び「緊急通報事業の開始年月日」
	同(2)緊急通報事業の地方公共 団体からの受託実績 (5～9 ページ)	「市町村名」
	業務実績 (52・53 ページ)	「県名」及び「市町村名」
	契約市町村一覧 (54 ページ)	全部開示
	プライバシーマーク登録証 (77 ページ)	全部開示
	個人情報保護方針	全部開示
	一般建設業の許可について (通知) (79 ページ)	全部開示
	建設業者として行う電気工事業 の届出受理書 (80 ページ)	全部開示
	「早助」のパンフレット (取扱説明書)	全部開示

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2 4 . 1 0 . 2 9	広高高第 1 0 0 3 2 号の諮問を受理（諮問第 6 0 号で受理）
2 5 . 7 . 9 （第 1 回審査会）	審議（事案の概要説明）
2 5 . 8 . 2 1 （第 2 回審査会）	審議
2 5 . 1 0 . 1 （第 3 回審査会）	審議（申立人の口頭意見陳述）
2 5 . 1 1 . 1 2 （第 4 回審査会）	審議
2 5 . 1 2 . 2 4 （第 5 回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説委員室副主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授